

重点候補22

マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し

- ①マイナンバー制度における療育手帳関係情報及び外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施
- ②マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

重点番号22:マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し(九州地方知事会(大分県))

平成28年7月15日

九州地方知事会
(大分県)

今回の提案について

(1) 提案事項

- ① マイナンバー制度における療育手帳関係情報及び外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施
- ② マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ（2014年5月20日）

Ⅲ. 各論 4. マイナンバー

① マイナンバーを利用した業務見直し

国は、マイナンバーを利用する業務について、行政の効率化や国民の利便性向上に向けたシステムによる情報連携を念頭に、対面・書面の必要性等を含めた見直しや、費用対効果が得られるシステム構築・改修を進めるとともに、地方公共団体についても、同様に業務見直し等が進められるよう、法令解釈やシステム仕様等、必要な助言・情報提供を行うとともに、ワンストップで質問等を受け付ける体制を構築する。

特に、平時とは異なる災害時のマイナンバー利用、複数の団体の連携が必要なクラウド化、事務の効率化を国民に還元する総合窓口等の取組については、全国展開に向けて、必要な支援・検討を行う。

事例1(1) 療育手帳関係情報の情報照会の実施

療育手帳 → マイナンバー法別表第二主務省令に記載なし

○療育手帳とは...

- ・知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都都市市長が交付する手帳。
- ・厚生省通知に基づき、各都道府県知事等がそれぞれの判断で療育手帳の実施要綱を定めている。

【現状・課題】

- ・主務省令に規定されていないため、療育手帳の提出を省略できず、住民サービスの向上に繋がらない(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳は規定あり)。
- ・平成28年3月8日開催の厚労省障害保健福祉関係主管課長会議において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところである」旨示されたが、その後の検討状況が示されていない状況。
- ・平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、障害者に対する「不当な差別的な取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められるようになった。上記趣旨を踏まえれば、知的障害者も利便性の向上を図るよう合理的配慮が必要である。

具体的事例：障害児入所給付費の支給申請時(別表第二の十四項の事務)

現状(手帳の持参を忘れた場合)

知的障害児の保護者

役所窓口

大変お手数ですが、手帳の確認ができませんので、再度ご来庁ください。

えっ...

マイナンバーで確認しましょう。

ありがとうございました。

身体障害児の保護者

別表第二施行後

知的障害児の保護者

役所窓口

大変お手数ですが、手帳の確認ができませんので、再度ご来庁...

えっ...

マイナンバーで確認しましょう。

ありがとうございます。

身体障害児の保護者

参考1】各種障害者手帳所持者数 (単位:千人)

	身体(※1)	知的(※1)	精神(※2)
全国	5,228	975	853
九州	744	135	127
大分県	64	9	7

(※1)・・・平成26年度福祉行政報告例
(※2)・・・平成26年度衛生行政報告例

【参考2】療育手帳に係る独自利用事務検討状況(都道府県)

	療育手帳	割合
全国	8府県	17%
九州	5県	63%

【参考3】療育手帳の情報連携に係る経費
大分県・・・3,843千円(システム改修費)

【H28予算において措置済】

マイナンバー法別表第二主務省令に療育手帳関係情報を追加する改正を求める!

マイナンバー法第九条第二項に規定する条例に療育手帳事務を定めた自治体は、療育手帳関係情報を提供することができることをできる改正を行う。

マイナンバー法別表第二主務省令の改正

第十一条

法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一、二 (略)

三※ 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

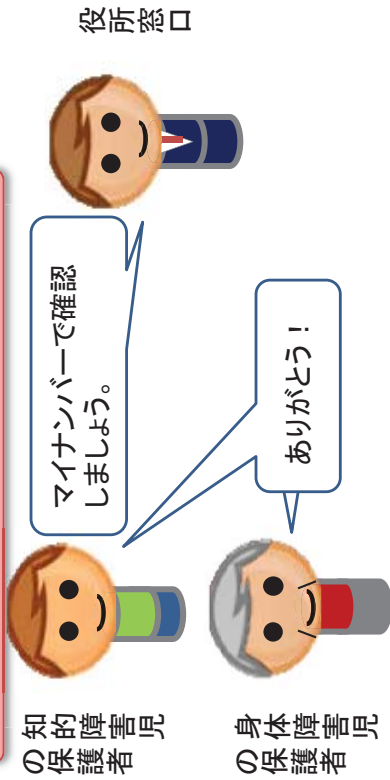
四※ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

五 当該申請に係る障害児に係る療育手帳に関する情報(法第九条第三項に規定する条例で定める事務に係る情報に限る。)

追加【案】

※ 第十一条第三号及び第四号について・・・別表第二の十四項の「障害者関係情報」は法改正により新たに追加され、未だ主務省令に規定していないため、仮で記載している。

別表第二主務省令改正後



この他に、別表第二の項番10、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、106、108、116の事務についても「障害者関係情報」の規定があるため、同項番の主務省令にも同様の追加が必要と考えられる。

事例 1 (2) 外国人保護関係情報の情報照会の実施

外国人に対する生活保護の準用 → マイナンバー法別表第二に記載なし

外国人に対する生活保護の準用とは…

- ・生活保護制度は、生存権を保障する憲法第25条を根拠としているが、憲法では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しており、生活保護法も日本国民のみを対象としている。
- ・しかしながら、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上・人道上の観点から、厚生省通知に基づき予算措置として生活保護法を準用している。

【現状・課題】

- ・適法に日本に滞在する外国人については、日本人と同様に各種社会保障(国民健康保険、国民年金等)の恩恵を受けているところ。
- ・他方、外国人に対する生活保護の準用については番号法別表第二に規定されておらず、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会ができない。そのため、生活保護受給証明書などの提出を省略できず、住民サービスの向上に繋がらない(生活保護については、別表第二に記載あり)。

具体的事例：障害児入所給付費の支給申請時(別表第二の十四項の事務)

現 状

外国人保護受給者: 大変お手数ですが、保護の受給が確認できないので、証明書をご持参ください。

役所窓口

生活保護受給者: 分かりました。

別表第二施行後

外国人保護受給者: 大変お手数ですが、保護の受給が確認できないので、証明書をご持参…

役所窓口

生活保護受給者: えっ…

外国人保護受給者: マイナンバーで確認しましょう。

生活保護受給者: ありがとうございます。

【参考1】外国人の保護受給状況 (単位:人)

	世帯	人員
全国 ^(※1)	46,899	74,386
九州 ^(※1)	2,336	3,506
大分県 ^(※2)	164	234

(※1)…平成26年度被保護者調査(厚生労働省)

(※2)…平成28年5月大分県調査

【参考2】外国人に対する生活保護の準用に係る独自利用事務検討状況(都道府県)

	外国人保護	割合
全国	36府県	77%
九州	6県	75%

【参考3】外国人保護の情報連携に係る経費
大分県…0千円(既存生活保護システムで対応)